

地方消費税引上げ分を充てる社会保障関係費について (令和6年度決算)

消費税及び地方消費税の引上げ分については、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに子ども・子育て支援、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

地方消費税引上げ分を充てた県の社会保障関係費は、次のとおりです。

(歳 入) 引上げ分の地方消費税収 15, 670百万円

(歳 出) 社会保障関係費(一般財源ベース) 97, 607百万円

【社会保障関係費】

(単位:百万円)

事 項	令和6年度決算額		
	総 額	うち一般財源	
子ども・ 子育て支援	地域子ども・子育て支援事業費 ※1	1,835	1,835
	教育・保育給付費 ※2	13,037	13,029
	児童保護費 ※3	3,717	1,796
	児童手当県負担金	2,360	2,360
計		20,949	19,020
医療・介護	後期高齢者医療制度	18,670	18,527
	介護保険制度	16,812	16,801
	国民健康保険制度	10,902	10,902
	医療介護総合確保基金事業費	1,394	465
	指定難病医療費	1,742	879
	小児慢性特定疾病医療費	186	94
計		49,706	47,668
その他の社会保障に要する経費		39,586	30,919
合 計		110,241	97,607

※1 放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問等

※2 幼稚園、保育園等への施設型給付等

※3 児童入所施設等措置費等